

戸田市学童保育室条例に基づく保育料徴収月額表

※保育料は日割りしません

(1) 令和7年分所得税非課税世帯

区 分	保育料月額
生活保護世帯 及び 令和7年度市町村民税非課税世帯	0円
令和7年度市町村民税均等割のみの世帯 及び 令和7年度市町村民税所得割額5,000円未満の世帯	1,500円
令和7年度市町村民税所得割額5,000円以上の世帯	2,200円

(2) 令和7年分所得税課税世帯

区 分	保育料月額
所得税額30,000円未満の世帯	3,000円
所得税額30,000円以上90,000円未満の世帯	3,800円
所得税額90,000円以上150,000円未満の世帯	4,600円
所得税額150,000円以上210,000円未満の世帯	5,500円
所得税額210,000円以上270,000円未満の世帯	6,500円
所得税額270,000円以上の世帯	7,800円

学童保育料算定例

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	戸田市上戸田1-18-1-101		(受給者番号)								
				(役職名)								
				氏名	(フリガナ) トダ イチタロウ							
				戸田 一太郎								
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額								
給与・賞与	内 円 4,871,523	円 3,354,400	円 1,231,980	円 15,000								
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
老人			特 定	老 人		その他		特 別		その他		
有	従有		人	人	人	人	人	人		人		
○								2				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額				
内 円 421,980		円 50,000		円				円 100,000				
(摘要) 平成〇〇年×月×日入居 妻：花子 子：一郎(年少) 子：桜(年少)												

②

【一部省略】

成年者	外国人	亡退職	災害者	欄	特別	その他	一般	特別	専夫	労学生	中途就・退職					受給者生年月日						
											就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
													28					〇		52	11	5
支払者	住所(居所)又は所在地												戸田市上戸田1-△-〇									
	氏名又は名称												〇×株式会社									
													(電話)048-441-××〇〇									

＜学童保育料算定方法＞

「戸田市学童保育室条例に基づく保育料徴収月額表」と①+②の金額を照合して区分を決定します。
(復興特別所得税は除きます)

- ※ 就労者が他にもいる場合は、それぞれの①+②の金額を合算して区分を決定します。
- ※ ①+②の金額は、確定申告書の場合は③「上の③〇」に対する税額又は第3票の⑨③に相当します。
- ※ 世帯全員の源泉徴収税額が0円の場合は、前年度の市民税額により学童保育料を決定します。
- ※ 譲渡損失等、所得の種類によっては税額を再計算させていただく場合があります。
- ※ 入室年度中に婚姻・離婚等の変更があった場合、保育料を再計算する場合があります。

(例 上記源泉徴収票の場合)

- ②の金額を①の金額に加算する ⇒ 115,000 円
- ↓
- 復興特別所得税を除き再計算する 114,700 円
- ↓
- 表(2)「令和7年分所得税課税世帯」の区分「令和7年分所得税額 90,000 円以上 150,000 円未満の世帯」に該当
- ↓
- 表より、学童保育料は月額 **4,600 円** として決定